

【指定医の皆様へ ー診断書・意見書作成にあたってのお願い（心臓機能障害用）ー】

身体障害者手帳の認定につきましては、日頃よりご協力を賜り誠にありがとうございます。

申請者にすみやかに手帳を交付するため、診断書・意見書を作成される際には本県より配布しております冊子『身体障害者障害程度等級表及び身体障害認定要領』をご参照いただくとともに、以下の点についてもご留意の上、ご記載いただきますようお願いいたします。

1. 診断書・意見書 総括表について

発症からの治療や病状の経過及び現症について障害認定に必要な事項を明記してください。 発生年月日が不明確な場合は推定年月日や初診日等を記載してください。
また、⑤総合所見の将来再認定欄の（軽度化・重度化）は必ず記載してください。

2. 心臓の機能障害の状況及び所見について**(1) 各種検査所見（数値）について**

認定の指標に用いられる「2胸部エックス線所見」、「3心電図所見」のみでなく、「1臨床所見」（数値）についても必要となりますので、有無を含め必ず記入してください。また、胸部エックス線所見・心電図所見は、最新の所見（概ね診断書記載年月日から3ヶ月以内）を記載してください。

(2) 「4活動能力の程度」について

障害程度を判断する際の指標となるため、該当項目を選択してください。

「活動能力の程度」と等級の関係は次のとおりです。

ア：非該当 イ・ウ：4級相当 エ：3級相当 オ：1級相当

(3) 「5ペースメーカー、人工弁移植、弁置換」について

施行された場合は、手術年月日も記入してください。また、ペースメーカーを植えた場合には「6ペースメーカーの適応度」「7身体活動能力（運動強度）」についても必ず記載してください。 （認定基準については裏面のとおりです。）

※ペースメーカー、人工弁移植・弁置換術でも施行前は自立支援医療（更生医療）の同時申請の場合を除き、時期尚早との判断となります。手術見込みで認定することは困難ですのでご留意ください。

3. その他留意事項**(1) 障害固定時期の目安**

原則、発症、急性増悪、手術等から3ヶ月経過後の安定した時期を待つて障害固定としております。

急性の疾病を発症し重症であっても3ヶ月以上の経過観察期間が必要となります。発症早期や入院時など症状増悪時や手術直後のご診断では症状固定と判断できず、障害認定が困難になる場合がありますのでご留意ください。

ただし、ペースメーカー植込術、弁置換術の場合は実施直後に障害固定となります。

【ご不明な点についてはこちらへお問い合わせください】

愛知県中央児童・障害者相談センター

TEL：052-961-7253 FAX：052-950-2355

愛知県西三河児童・障害者相談センター

TEL：0564-27-2889 FAX：0564-27-2816

愛知県東三河児童・障害者相談センター

TEL：0532-35-6150 FAX：0532-54-6466

ペースメーカー等の具体的な判断基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1級	<ul style="list-style-type: none"> ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）でペースメーカー等を体内に入れた方 ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ未満の方
3級	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方
4級	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

- なお、ペースメーカー等を体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に以下のとおり等級の再認定を行います。

1級 (再認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体活動能力が2メッツ未満の方
3級 (再認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体活動能力が2以上4メッツ未満の方
4級 (再認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体活動能力が4メッツ以上の方

《その他留意事項》

- 体内植込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。
- 体内植込み型除細動器（ICD）の植え込み後、3級又は4級の身体障害者手帳を交付されている方で、ICDが作動し、再交付申請があった場合は、1級の認定となります。なお、その再交付から3年以内に再認定を行うこととなります。
- 先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）によりペースメーカー等を体内に入れた方については、従来どおり1級です。